

2026 年度 昭和ナースリー 重要事項説明書

2026年1月19日改訂

1. 事業者	
事業者の名称	社会福祉法人 共生会 SHOWA
代表者氏名	理事長 坂東 真理子(ばんどう まりこ)
法人の所在地	東京都世田谷区太子堂1-6-2-3 階
法人の電話番号	03-3411-6273
定款に定めた事業	保育所の経営、放課後児童健全育成事業の経営、地域子育て支援拠点事業の経営、一時預かり事業の経営、児童の福祉の増進について相談に応じる事業の経営
2. 運営方針	
子育てをしながら働く保護者の皆さまが安心して仕事に専念できるように、安全且つ快適な保育環境を提供します。園児一人ひとりの心の動きを温かく見守り且つ尊重し、個性の伸長を助長できるように、深い愛情を注ぐ一方、昭和女子大学が蓄積した有形無形の知的・物的資産を有効活用し、「園児のための保育・教育」を目指します。	
3. 保育所の概要	
名 称	昭和ナースリー
所 在 地	東京都世田谷区太子堂1-13-21 TEL:03-3411-6200 FAX:03-3411-6202
開設年月日	令和2年4月1日
施設長・園長氏名	施設長・園長 篠原久美子(しのはらくみこ)
入所定員	0歳児9名、1歳児12名、2歳児12名 合計33名
職員総数	20 名(非常勤職員7名を含む)
取扱う保育事業の種類	0歳～2 歳児の月極保育
利用開始及び終了に関する事項	・【利用の開始に関する事項】 区役所の利用調整に基づき当園に利用の要請をされた園児の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします ・【利用の終了に関する事項】 当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。 (1)園児が満3歳に達したとき(ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します) (2)園児の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき (3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
職員研修の実施状況	東京都研修、世田谷区研修、一般財団法人東京都民間園協会研修、消防庁防災研修、世田谷区保育ネット講習会 園内研修等
嘱託医	病院名: アイ・ユーこどもクリニック 医師名: 坂本真理子 住 所: 世田谷区下馬1-55-6 電 話: 03-5779-8774

4. 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日～土曜日
開所時間	月曜日～土曜日：7時15分～18時15分
保育時間	月曜日～土曜日：7時15分～18時15分
延長保育時間	月曜日～土曜日：18時15分～19時15分
休所日	日曜日・祝日・年末年始休暇(12月29日～1月3日)

5. 施設の概要

建物	鉄筋コンクリート造屋根2階建 延床面積321.26㎡(建築面積178.97㎡)
施設の内容	乳児室・ほふく室:6室(122.61㎡)、保育室・遊戯室:1室(23.94㎡) 調理室:1室(16.80㎡)、医務室:1室(11.27㎡)、便所:2室(13.15㎡) その他(124.49㎡)計312.26㎡
設備の種類	冷暖房、床暖房
安全保障	賠償責任保険及び普通傷害保険加入、警備員巡回警備・機械警備
その他	土地総面積 400.77㎡(建築面積178.97㎡、屋外遊戯場74.83㎡)

6. 職員組織（職員の職種、員数及び職務内容）

	常勤	常勤者の資格		非常勤	非常勤者の資格		備考
施設長	1名	保育士	1名				
主任保育士	1名	保育士	1名				
保育従事職員	11名	保育士	11名	6名	保育士	6名	
看護師				1名	看護師	1名	
調理員	3名						委託業者が配置
事務職員	1名						

* 開所時間内は、法令に定める数以上の職員を配置し、保育士2名以上で保育を行います。

【職員職務内容】

施設長	施設長は保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、園の業務を統括する。
主任保育士	施設長を補佐するとともに保育内容について保育士を統括し、地域の子育て支援活動を行う。
保育従事者	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看護師	児童の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。
調理員	給食業務に従事する。
嘱託医	児童の健康管理業務を行う。
事務職員	園内諸業務に従事する。

7. 保育及び教育計画	
組・グループ	保 育 計 画
0歳児	ゆったりとした環境の下で情緒の安定を図りながら、感覚機能を刺激し、機嫌よく生活できるようにします。
1歳児	保育者との安定した関係の中で探索活動が充分に出来るようにし、新たなものへの興味を広げます。
2歳児	保育者と一緒に友達と関って遊びます。自分のことは自分でしようとする気持ちを育てます。
年間行事等	こどもの日の集い、なかよしふれあい会、七夕の集い、おまつりごっこ、引取訓練、ナースリー交流会、ハロウィン、クリスマス会、節分の集い、ひな祭りの集い、お誕生日会（一人一人のお誕生日に合わせます）、保育参観(参加)、その他くまぐみありがとう会 くまぐみお楽しみ遠足
8. 日々の保育の流れ	
① 1日の保育スケジュール:「通園のしおり」をご参照願います。 ② 散歩コース :近隣の学校法人昭和女子大学の敷地(大学グラウンド、昭和の泉ほか)、太子堂公園、子どものひろば公園、世田谷公園、その他	
9. 昼食等について	
昼食・おやつ	月末に翌月の献立表をお届けいたします
アレルギー等の対応	使用する食材にアレルギー等で食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。ご相談の上、医師の指示書に基づき除去する等、対応いたします。例⇒ 卵・牛乳・そば等
衛生管理等	集団給食施設届出を世田谷区保健所に届け出済みです。調理師は、毎月2回、保育士は、毎月1回、検便及びO-157の検査を実施しています。
10. 保護者と保育所の連絡方法	
① 園児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡するために「連絡帳」を活用いたします。体温、食事、排便状況等や遊び、覚えたこと、挑戦や失敗など、ご家庭での園児の様子を保護者にも、そして家庭での状況を保育所にも、記録(記入)するよう努めます。 ② 毎月、「園だより」、「保健だより」、「お食事だより」、「献立表」を発行し、月の行事や連絡事項などをお知らせいたします。	
11. 入園時に必要な書類及び保護者の方が用意するもの	
「通園のしおり」をご覧ください。	
12. 保護者会について	
年2回の開催を予定しています。保育所から行事や出来事等についてお知らせいたします。また、保護者の方々のご意見をお聞きする場としています。	
13. 健康診断等について	
① 健康診断 全ての園児を対象に入所時の健康診断を実施致します。入園後、0歳児は、月1回、嘱託医が健診致します。1・2歳児の園児は、年2回、嘱託医が健診致します。健診結果は、健康診断票に記入致します。	

② 身体測定

全ての園児は、月1回、身長・体重/年2回、頭囲の測定を行います。測定結果は、さくら days アプリにてお知らせ致します。

※その他、園児の日頃の様子で心配なことがありましたら保育園までご相談願います。

14. 延長保育料金

延長保育料・補食代は実費を計算し、2か月に1回(偶数月)に請求させていただきます。

① 延長保育料:1回15分当たり400円

② 補食代:1回当たり200円 安定した保育を行うため、18:30以降のお迎えの方には全て補食をご提供し、補食をおとりいただきます。

③ その他別途費用が生じた場合は実費を徴収いたします。

15. 保育所ご利用に際し、ご留意いただくこと

欠席又は登園が遅れる場合	欠席又は遅刻の場合、当日の <u>8時30分まで</u> にご連絡願います。欠席・遅刻に伴う保育料の返金はございません。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は必ずご連絡下さい。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認をしてください。
感染症について	麻疹(はしか)、百日咳、水疱瘡、耳下腺炎等の感染症の疑いがある場合は、医師の診断を受け、登園許可がおりた場合には、保護者が所定の用紙「登園届」を記入し、直接保育士に手渡して経過説明を行ってください。
発熱した場合	発熱時は登園を控えてください。
おう吐・下痢について	おう吐・下痢が1日2回以上続けて確認された日は、登園を控えてください。
投薬について	園では、原則投薬はいたしません。 緊急を要し、止むを得ない場合で「投薬依頼票」の提出があった場合に限り、別紙「投薬に関する注意事項」を確認の上、保護者に代わって投薬致します。
延長保育が必要な場合	保育・保育士の配置に影響がありますので、分かり次第早めのご連絡をください。
頭を打った場合	降園時から次の登園時間までに頭を打った場合、頭部外傷時記入表に記入をお願いします。(記入はおよそ24時間前を目安ですが程度や状況によりますので必ずお知らせください)
	虫刺され対策として、市販の虫よけ剤(イカリジン配合)を使用しています。 また、保育中に熱中症・脱水の症状が見られた場合は、経口補水液を飲ませることがあります。同意されない方はお知らせください。

16. 災害共済給付制度への加入について

在園する児童の不慮の災害に備え、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

17. 緊急時の対応について

① 保育中に体調の異変等が生じた場合は、保護者に連絡し、状況により嘱託医又は主治医などに連絡をとるなど、必要な措置を講じます。

② 保護者等に連絡がとれない場合は、園児の身体の安全を最優先し、主治医・かかりつけ医に連絡するなど、保育園が責任をもって、必要な措置を講じますので、あらかじめご了承ください。

18. 非常災害時の対策

19. 保育内容に関する相談及び苦情

相談・苦情受付担当者	各クラス担任及び主任	電 話:03-3411-6200
相談・苦情解決責任者	園長 篠原久美子	電 話:03-3411-6200
受付方法	直接・電話・文書およびメール等で受付、面談により苦情に応じます。	

社会福祉法人 共生会SHOWA 事務局 : 03-3411-6273 おでかけひろば SHIP : 03-6450-9577 ほっとステイ SHIP DAY NURSERY : 03-3411-8300 発達相談室 : 070-6554-8801 昭和小学校アフタースクール : 03-6413-8350	世田谷区担当 世田谷区保育 子ども・若者部 保育課 保育育成支援 所在地 : 世田谷区世田谷 4-21-27 電 話 : 03-5432-2320
---	--

晝間 光雄(ひるま みつお) 弁護士電話:03-3580-3366
 住所:東京都港区西新橋 1-20-3 虎ノ門法曹ビル 601 号室 晝間法律事務所
 川崎恵美子(かわさきえみこ) 電話:03-5432-2841
 住所:東京都世田谷区世田谷4-21-27

昭和女子大学守衛室((株)テイケイ)と連携して、定期巡回警備を実施

門扉・入り口ドアの電子錠及びインターホン設置、
各教室に防犯カメラを設置、隣接地との境界防犯感知システム、
緊急通報学校 110 番通報システムを設置。

21. 虐待防止

- ①当園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
 - 1)園児の人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制を整備いたします。
 - 2)職員による園児に対する虐待等の行為を禁じます。
 - 3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修を実施いたします。
 - 4)その他虐待防止のために必要な措置を行います。
- ②当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、世田谷区保育担当部保育課教育・保育施設担当、子ども家庭課、児童相談所等適切な機関に通告いたします。

22. プライバシーポリシー

- ① 社会福祉法人共生会 SHOWA(以下「法人」という)と昭和ナースリー(以下「園」という)は、プライバシー及び個人情報(以下総称して「個人情報」という)の保護を重要な課題と考え、ネットワーク社会における責務を果たします。
- ② ここでいう個人情報とは、園児及び保護者(以下総称して「当事者」という)の氏名、生年月日、電話番号、住所、職業又は勤務先の情報で一つ又は複数の組合せによって個人を特定することのできる情報のことをいいます。
- ③ 園では個人情報を園児に対する保育及び教育的効果を高め、園児の適切な管理に努め、且つ園児の健康管理に活用するため、必要時の連絡又はその他正当な目的に限り、使用致します。
- ④ 法人及び園は、次の場合を除いて、個人情報を当事者の同意なくして前③以外の目的で使用いたしません。
 - イ 保護者の同意がある場合
 - ロ 法令に基づく場合
 - ハ 生命・身体又は財産の保護のために必要且つ保護者の同意を得ることが困難な場合
 - ニ 公衆衛生上又は園児の健康管理上、特に必要があり、且つ保護者の同意を得ることが困難な場合
 - ホ 行政機関等又はその委託を受けたものが法令に定める事務等に対して協力する義務がある場合、且つ保護者の同意を得ることが困難な場合
- ⑤ 園は前項各号を除いて、園児名簿や連絡網を配布するような、個人情報の第三者開示は致しません。
- ⑥ 園は、嘱託医等、業務の委託先に必要な情報を提供する場合があります。この場合は必要最小限度の情報に限り提供し、委託先については機密保持義務を条件として、委託先からの機密漏洩等を防止します。
- ⑦ 登録済みの個人情報の開示・変更又は削除等を希望される場合は、園の事務室までご連絡願います。なお開示等に際して、本人確認に必要な証明書の提出が条件となりますので、予めご了承ください。
- ⑧ 園のウェブサイトからリンクされている園外のウェブサイトについては、個人情報の安全確保等の責任を負いかねますので、その場合は、自己責任の原則で慎重に対応願います。
- ⑨ ご提供いただいた個人情報保護については、「個人情報の保護に関する規程」及び法令を遵守致します。また法令の変更に伴い、プライバシーポリシーを変更する場合があります。